

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年2月5日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年2月19日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺西部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 善通寺西部地区	善通寺市農林部土地改良課
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 出釈迦上池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 上池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 原田宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 六条地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 稲木本村1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 稲木本村2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 室ノ辻地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東上代地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 在所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 曼荼羅寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 程坂地区	〃